

令和3年第3回教育委員会定例会
(2月8日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年2月8日（木）午後2時01分から午後3時30分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 議案審議

第1号議案 令和2年度東京都台東区一般会計補正予算（第9回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第2号議案 令和3年度東京都台東区一般会計予算（当初）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第3号議案 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第4号議案 東京都台東区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課

ア 学校園等における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う臨時休業について

イ 「区長への手紙」等に対する対応について（11月～12月分）

（2）教育改革担当

ウ 小中学校ICT教育の推進について

3 その他

午後2時01分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年3回台東区教育委員会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

本日の議題、日程第1、議案審議、第1号議案から第4号議案、日程第2、教育長報告の報告事項、教育改革担当のウについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと考えられます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○矢下教育長 はじめに、日程第1、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項庶務課のア、学校園等における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う臨時休業について、ご報告をいたします。資料1をご覧ください。

まず1番目、臨時休業実施の考え方です。当該学校園等全体について、原則として、陽性が発覚した日の翌日から3日間を目安に臨時休業を行っております。ただし、発症日や最終登校日等により、明らかに学校園等の運営に影響がない場合には、臨時休業は実施しておりません。また、保健所による調査等の結果、濃厚接触者として特定される者がいないことが臨時休業中に判明した場合には、休業期間を短縮しております。

2番の臨時休業の状況です。まず区立小学校です。区立小学校19校の中で、3日間の休業が7回、2日間の休業が2回、1日間の休業が1回となっております。

次に、区立中学校では、7校の中で、3日間の休業が6回となっております。

以下、それぞれの施設・事業ごとに、資料に記載の休業を実施しているところでございます。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

続きまして、庶務課のイ、「区長への手紙」等に対する対応について、11月から12月

分でございます。お手元の資料2をご覧ください。それぞれ、ご意見をいただいた日付を件名欄に記載しておりますので、ご確認をいただければと思います。

まず、学務課取扱分3件です。就学時検診の時間について。就学時健康診断を2部制にできないのか。待ち時間が長く効率が悪い。来年度以降のやり方を検討してほしいというご意見でございます。

続きまして、区立幼稚園の存続について。入園の申込が少なく、存続に関わる状況になっている。より多くの保護者が区立幼稚園を選択できるよう、延長保育の実施や給食の回数を増やしてほしいというご意見でございます。

次に、石浜橋場こども園についてです。保護者もしくは議員が騒いでいる気がする。調査してほしいというご意見です。

続きまして、児童保育課取扱分、1件です。マスクの着用について。保育園や幼稚園で保育士・教諭のマスク着用時間を極力短くするよう指導してほしい。子供たちは表情を読み取ることができない。発達への影響が気になるというご意見でございました。

次に、放課後対策担当取扱分が1件です。ビーチボールバレーについて。コロナウイルスの感染が拡大しているこの時期にビーチボールバレー大会が開催されるのはいかがなものか。今年は中止にしたかどうかというご意見です。

続きまして、指導課取扱分が11件です。小中学生の制服、ひざかけの持参について。男女とも長ズボンを制服に追加してほしい。ひざかけを使用することを許可してほしいというご意見でございます。

続きまして、「台東区立学校園版感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)【第4版】」について。ガイドラインが改訂されたが、緩和された内容となっている。11月28日に小学校4校によるビーチボール大会が予定されている。このガイドラインのおかげで大会ができることになってしまったというご意見でございます。

続きまして、体育祭及び持久走大会について。延期をお願いいたします。至急検討ください。とのご意見でございます。

資料、次のページで、12月6日コロナ発生についてです。コロナ発生に伴い、3日間休校となった。発症者は、11月24日が最終勤務ですが、なぜ休校措置がとられたのか。授業時間の調整はどうなるのかというご意見でございます。

続いて、忍岡中学校の早朝の耐寒訓練廃止のご意見です。耐寒訓練を廃止にするべきということでございます。

続きまして、コロナウイルスの影響による出席停止中の学力維持について。家族が濃厚接触者になり、中学校を出席停止することになった。勉強の遅れが心配なため、早くオンライン授業ができるよう対応してほしいというご意見でございます。

続きまして、教育委員会の対応について。他区での指導主事の言動に不安を感じているというようなご意見でございました。

次のページでございます。授業数について。コロナを理由に子供の心身への負担を考え

ないかのような授業数の増やし方に疑問があるというご意見でございます。

続きまして、分散登校や登園自粛について。時差登校や分散登校、保育園や幼稚園では登園自粛要請を出してほしいというご意見でございました。

続きまして、生徒の下校について。下校の際、歩道いっぱいに広がって歩いているので、指導してほしいというご意見でございます。

続きまして、プレ小学校について。幼稚園が開催している「未就園児の会」のようなものを小学校でも実施してほしいというご意見でございます。

最後に、スポーツ振興課取扱分が1件です。施設予約について。抽せんから支払い、施設利用までの流れが不便だ。また、還付手続きの際、印鑑を不要にしてほしいというご意見でございます。

いずれの案件につきましても、回答を要する案件につきましては、資料記載のとおり回答をしているところでございます。

報告どおり了承願います。事項は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。臨時休業についてですね。

○垣内委員 臨時休業後の「区長への手紙」の中にもありましたが、臨時休業中の授業とかそういうのはどういうふうになるのでしょうか。タブレットも配っていますし、いろいろな形で対応できるのかと思いますが、結構な日数休業しているのです、その間はこういうふうに学びを止めないという努力がなされているのかということをお尋ねしたいと思えます。

○指導課長 小中学校においては、基本的には課題の準備を事前しておくということをお願いをしておりましたので、臨時休業になった際に課題を速やかに提示をしてやっていただくということが、これまでの主なものになります。

これからタブレットが配布されたので、それでできることは今、各学校が研究をしているところでございます。

○垣内委員 課題を出して、適切に時期をずらすことなく対応されているので安心いたしました。

ただ、大学生でも心理的に追い詰められて孤立してしまうというような状況があります。今ちょうど卒業論文の時期なのですが、一人でいろいろやっていると、ご家族の方もいらっしゃると思うのですが、学校の先生がなさるほどのケアもフォローもできない部分があるので、そのあたりはこういうふうにご配慮されるのでしょうか。要するに、どんなふうにケアされるのかなと思ひまして、お尋ねしたいと思ひます。

○指導課長 各学校がいつ臨時休業になっても対応できるように、復習の課題などを多く用意している学校がほとんどでございます。その際に復習できる、自宅でできるような課題をためておいて、臨時休業時にすぐに出せるようにしております。新たな課題を配る場合は、ホームページ等で限定で配信をして、配っている学校もでございます。

○高森委員 まず区立小学校・中学校は、この間、臨時休業を取っていたということなのですけれども、年が明けてからは、おそらく小学生は中学受験、中学生は高校受験を控えている時期ではないかと思えます。それにあって、この臨時休業の期間が何か子供たちの受験対策に際して影響を与えていないかということも知りたいところです。例えば面接の練習をしなければいけないけれど、それができないとか、いろいろとあると思うのですね。そのあたりは情報は入っていますでしょうか。

○指導課長 受験に影響が出ないように、私たちとしても都立の入学選抜の部署から情報をもらいまして、特に小学校6年生、中学校3年生の受験者で、受験に影響が出そうな場合には、学務課とも情報共有をしまして、今のところ受験に影響が出たというような情報は入っておりません。

○高森委員 ありがとうございます。適格に、迅速にご対応いただきまして感謝をいたします。それから次に、児童保育課の件なのですけれども、認可保育所等が、こども園も含めて休園になっているということです。保育施設については、保護者が就労の関係でなかなか子供の預け先がなくて困っているのではないかと思えますが、そういった相談のような話というのは入っていますでしょうか。

○児童保育課長 やはり長い休園期間もございましたので、ご相談等も数件ございました。ただ、基本的にはやはり皆さんご理解いただいて、自宅での保育というのをご協力いただいています。ちなみに、長い休園期間中での対応といたしましては、ベビーシッターなどを利用したケースが数件ございました。そういった形で長期化の場合には対応したという形でございます。

○高森委員 ありがとうございます。様々なサービスがあるでしょうから、そういったご案内もいただけるということで安心いたしました。引き続きよろしく願いいたします。

○神田委員 先ほどの垣内委員のお話にもありましたけれども、休業中の対応ですが、タブレットが1人1台導入されたということで、今後双方向で授業をやったり、もしくは授業をやっている様子を配信して見ることができるような対応をお考えなのか、伺いたいです。

○教育改革担当課長 お答えをいたします。本区の場合、小学校がちょうど先週ですが配備が終わりまして、ようやく小・中学校で環境が整ったという段階でございます。今、これから準備をしていくという段階です。ただ、今回の端末は学校でも家庭でも使える端末でありますので、いずれ先生方は研究しながら効果的な場面で使っていくのではないかなというふうには思っております。

○神田委員 ありがとうございます。ぜひ計画的に進めていただきたいと思えます。様々な課題があると思えますけれども、一つずつクリアをして、子供たちの学びの充実を図っていただけたらありがたいです。よろしく願いいたします。もう1点。もう終了したのもあると思えますが、コロナ禍で保護者の考えも多種多様ある中、学校やPTAで判断しなければいけないものも、あると思うのですけれども、学校での判断が比較されることが

あります。もちろん、このコロナのガイドラインを基本に決定するのでしょうかけれども、保護者や地域から苦情が出ないようなつながりを持っておくことが大切かとは思いますが。その辺で対応等を教えていただけたらありがたいです。

○庶務課 いろいろなご意見をいただいているところでございます。教育委員会の中でも情報共有いたしまして、対応のほうは、基本、ガイドラインに基づいてという形になると思いますので対応を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、庶務課のイについて、「区長への手紙」でございます。何かご質問はございませんか。

○高森委員 恐れ入ります。児童保育課取扱分1ページ目の一番下段ですが、保育園・幼稚園での先生方のマスクの着用について。確かに表情が読み取れないということが、幼児期の子供たちには不利益も生じているのではないかということなのですけれども、何かこの辺りは工夫をされているようなことは各園でありますでしょうか。

○児童保育課長 フェイスシールドの着用という形でのご意見でしたが、やはり現場では、フェイスシールドというのは抱っこをするときですとか、世話をするときにはやはり危険だということで、保育士としては、区立保育園の保育士ですけれども、やはりそれはちょっと難しいだろうという形での検討結果になっております。

マスクはなかなか取れませんので、目で表情をあらわすなどの工夫をしているというのは聞いていますけれども、今はやはり保育園の中でも感染がまだ続いておりますので、マスクはしっかりとやっていただいているというのが対応でございます。表情についても、やはり保育の中で少し絵本なり、そういった形での紹介をすることによって、理解をしていただくという形でのことは聞いたことがございますけれども、表情というところでは、なかなか苦しい対応という形で聞いております。

○高森委員 おっしゃるとおり、教育を取るか命を取るかということですよ。そういった意味では、保護者にもしっかりと理解をいただいて、対策としてマスク着用は外せないのだというところを伝えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○矢下教育長 そのほかはよろしいですか。

○垣内委員 石浜橋場こども園の話なのですが、どういう状況なのでしょう。

○学務課長 騒音で近隣にご迷惑をしたような事実はあったのかとか、あとは区議から園にご意見をいただいた事実はあったのかというこの2点について確認を行ったところでございます。騒音について、そういった事実はないと考えているということでございます。あとは、区議の方から園にご意見をいただいた事実はあったのかという部分なのですが、石浜橋場こども園の玄関入り口付近が暗いというようなご意見をいただきまして、去年のうちにLEDの外灯取り付け工事を行ったというような事実はございました。ただ、

この方が書いていることがどういうことなのか分からないのですけれども、こういったご意見も踏まえて、今後も騒音等で近隣にご迷惑をおかけしないように園にお伝えをしたというところがございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承願います。

2 その他

○矢下教育長 その他何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

〈日程第1 議案審議〉

第1号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由及び内容について、説明をお願いいたします。

はじめに、第1号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第1号議案、令和2年度東京都台東区一般会計補正予算(第9回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明いたします。本案は、来る第1回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

恐れ入ります。議案の次にある内訳書をご覧ください。今回の補正は、歳入が総額3億2,174万4,000円、歳出が6億577万4,000円の、それぞれ減額でございます。以下、主なものを申し上げますので、次の資料をご覧ください。

歳入の内訳をご説明いたします。まず、負担金・教育費負担金では、児童保育課のこどもクラブ費が1,503万1,000円の減額となっております。

次に、使用料、教育使用料では、児童保育課の保育所保育料が3,693万7,000円、スポーツ振興課のリバーサイドスポーツセンター使用料が2,279万6,000円の減額となっております。

次に、国庫補助金、教育費補助金では、庶務課の学校施設環境改善交付金が502万8,000円、児童保育課の保育対策総合支援事業費が1億2,258万1,000円の減額となっております。

次に、都補助金、教育費補助金では、庶務課の東京都公立学校施設トイレ整備支援事業費が533万9,000円、児童保育課の認可外保育施設利用支援事業費が2,402万4,000円、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費が3,838万6,000円、次のページになりますが、都型学童クラブ事業費が452万6,000円と、それぞれ減額となっております。

次に、基金繰入金、教育振興基金繰入金では、生涯学習課の社会教育振興基金繰入金が100万円の減額となっております。

次に雑入では、指導課の国際理解重点教育事業参加費が61万5,000円の減額となっております。

歳入については以上でございます。

続いて、歳出の内訳をご説明いたします。次のページをご覧ください。まず、教育総務費では、職員費が2,400万円。児童保育課の子育てのための施設等利用給付が7,651万1,000円、指導課の国際理解重点教育が1,747万5,000円と、それぞれ減額となっております。

次に、小学校費、学校管理費では、3行目の庶務課の区有施設省電力型照明整備が、7,881万4,000円の減額、学務課の小学校移動教室の1,469万3,000円が事業中止による皆減となっております。

次に、中学校費、学校管理費では、学務課の中学校移動教室、オリエンテーションがそれぞれ、983万4,000円、511万6,000円が、事業中止により皆減となっております。

次に、校外施設費では、学務課の少年自然の家管理運営が、休館等に伴う令和2年度損失相当分の指定管理料として96万4,000円の増額となっております。

次に、児童保育費では、職員費が2,600万円、児童保育課の保育所等保育士等人材確保が7,900万円、次のページになりますが、認可保育所の誘致が9,428万6,000円の減額となっております。

次に、こども園費では、職員費が300万円、学務課のこども園保育士等人材確保が1,020万円の減額となっております。

次に、社会教育費では、職員費が700万円、生涯学習課の浅草寺伝法院文化財復元補助が3,334万5,000円、台東区ジュニアオーケストラ、上野の森ジュニア合唱団が、それぞれ1,248万5,000円、605万3,000円の減額となっております。また、社会教育センター・社会教育館では、休館等に伴う、令和2年度損失相当分の指定管理料として、649万2,000円の増額となっております。

最後に社会体育費では、スポーツ振興課のアスリートから学ぶLet's Enjoyスポーツが事業中止により955万円の減額、清島温水プール管理運営が、休館等に伴う令和2年度損失相当分の指定管理料として、852万1,000円の増額となっております。

増減の主な理由につきましては、それぞれの資料の説明欄に記載のとおりでございます。

それでは、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 ただいま拝見して、いわゆる歳入・歳出とも、ほとんど全部明確になっているわけですが、これはやはり、コロナによって、通常の事業ができなかった、あるいは活動とかそういうのができなかった。そして中止になったということが、ほとんど主な理由かと思われませんが、それでよろしいでしょうか。

○庶務課長 コロナによる事業中止によりまして減額というものもございしますが、一部、実績に基づいて、利用が当初の予算の見込みよりも少なかったために減額をしたというところもございします。

○末廣委員 分かりました。それから、この4ページの文化財復元補助というのは、大分予算よりも少なくなっていたのですが、これはやはり最初の見込みよりもそんなにお金がかからなかったということなののでしょうか。

○生涯学習課長 お答えいたします。今末廣委員のご指摘いただいたとおりです。基本的に、前年度の段階で、翌年度の文化財の補助に係る経費のほうを見積もらせていただいた上で予算を計上しております。ただ、その後、こちらにつきましては、国の補助のほうが決めた後に、その国の補助の2分の1を都が補助いたしまして、さらにその2分の1を区が補助するというスキームになっております。国の補助のほう、結果的に年度中に予算よりも少なくなってきたということで、区の補助のほうもこれだけの残高が生じたということになります。

○末廣委員 分かりました。ありがとうございます。

○垣内委員 人件費、特に職員の給与とかが結構減っているのですが、これはどういうことでしょうか。人数が、事業も倒れたり、いろいろあって、その人数が必要じゃなくなったということなののでしょうか。

○庶務課長 詳細なところは手元に資料がないのでお答えできないのですが、基本的にはこの資料の説明のところに書いてあるとおり、必要人員は配置はしております。そこで給与の実績が、あくまで当初予算の見込みのときよりも実績が低かったため、その分を減額したという形にはなろうかと思えます。

今年度から、会計年度任用職員という制度が一つできまして、そこで初年度なもので、予算のところである程度見込みがあったという部分もあろうかとは思っております。

○矢下教育長 そのほかはよろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決いたします。

第1号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第2号議案

○矢下教育長 次に、第2号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第2号議案、令和3年度東京都台東区一般会計予算、教育関係における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明をいたします。

本案も来る第1回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出したものでございます。

議案の次の内訳書をご覧ください。令和3年度一般会計予算における教育関係経費全体の歳入と歳出の科目別予算の一覧でございます。歳入は、総額62億3,538万5,000円、前年度比5億4,016万3,000円、9.5%の増でございます。歳出は、総額252億2,671万9,000円、前年度比で15億2,253万2,000円、6.4%の増でございます。

次のページをご覧ください。債務負担行為として2事業を掲載しているところでございます。

以下主な内容を申し上げます。次の資料をご覧ください。はじめに歳入予算でございます。分担金及び負担金の教育費負担金では、2行目の保育所個人負担金が4,043万3,000円の増額となっております。

使用料及び手数料の教育使用料では、保育所保育料と生涯学習センター、リバーサイドスポーツセンター等の施設使用料が3,743万6,000円の減額となっております。

国庫支出金では、教育費負担金が、私立保育所新設による子どものための教育保育給付費等の増と、子育てのため施設等利用給付費の減との相殺により、8,949万3,000円の増額となっております。また、教育費補助金が、新型コロナウイルス感染症対策事業に対する補助金、大規模改修工事に対する学校施設環境改善交付金、保育所等整備交付金の増と、保育対策総合支援事業に対する補助金の減との相殺により、2億80万2,000円の増額となっております。

都支出金では、2行目の教育費補助金が、新型コロナウイルス感染症対策事業に対する補助金、待機児童解消区市町村支援事業費、保育サービス推進事業に対する補助金の増と、子供家庭支援包括補助事業に対する補助金の減との相殺により、2億5,015万円の増額となっております。

財産収入では、財産貸付収入が、たなかスポーツプラザ自動販売機設置に係る建物貸付料の料金改定により、128万1,000円の減額となっております。

諸収入では、2行目の納付金が、特別支援教育支援員及び学力向上推進ティーチャーの社会保険加入実績により、1,596万3,000円の減額となっております。また、3行下の利用料収入が、北上野保育室の利用料収入の増と御徒町保育室の利用料収入の減との相殺により、290万円の減額となっております。

次のページをご覧ください。歳出予算でございます。まず、区全体の一般会計は、総額 1,063 億円、前年度比 26 億円、2.5%の増でございます。

教育費は先ほど申し上げましたとおりでございます。教育費の一般会計に占める割合は、23.7%となっています。

その下の表は、教育費における項別の内訳でございます。構成比 100%の欄を横にご覧ください。事業費は 216 億 6,872 万 6,000 円、前年度比 13 億 9,470 万 6,000 円、6.9%の増でございます。また、人件費は 35 億 5,799 万 3,000 円、前年度比 1 億 2,782 万 6,000 円、3.7%の増でございます。

次のページをご覧ください。人件費の増減説明でございます。予算額の増減は職員構成の変化によるものでございます。

次のページをご覧ください。歳出予算の内訳でございます。教育総務費では、4 子育てのための施設等利用給付の支給実績による減により、5,981 万 5,000 円の減額。6 スクールサポートスタッフの配置、7 副校長補佐の配置で、配置校及び配置日数の増等により、それぞれ 2,270 万 8,000 円、764 万 7,000 円の増額。また、12 特別支援教育支援員の配置で、社会保険加入実績により、4,623 万 7,000 円の減額となっております。

小学校費では、6 小学校 ICT 教育の推進が、学習ネットワークの構築終了による減と、端末等機器リース及び運用保守経費の増との相殺により、1 億 1,224 万 6,000 円の減額。大規模改修では、8 根岸小学校、9 東浅草小学校が工事の進捗等により、4 億 5,068 万 5,000 円、3 億 6,415 万 1,000 円とそれぞれ増額となっています。次のページになりますが、10 児童用パソコン整備が、GIGA スクール構想の加速化に伴うタブレット PC 整備等により、7,928 万 1,000 円の皆減。13 台東育英小学校等整備が、児童数の増加に伴う教室等の整備工事及び給食用備品の整備により、3 億 2,449 万円の増額となっています。

中学校費では、4 浅草中学校知的障害特別支援学級の設置を 5,241 万 7,000 円新たに計上しています。また、7 中学校 ICT 教育の推進が、学習ネットワークの構築終了による減と、端末等機器リース及び運用保守経費の増との相殺により、4,349 万円の増額。11 生徒用パソコン整備が、小学校同様に GIGA スクール構想の加速化に伴うタブレット PC 整備により、2,434 万 4,000 円の皆減となっております。

校外施設費では、少年自然の家管理運営が新型コロナウイルスの影響に伴う指定管理料の見直しにより、433 万 1,000 円の増額となっております。

幼稚園費では、2 私立幼稚園小規模園補助及び健康管理等補助が補助金額の改訂等による増、3 私立幼稚園施設型給付が公定価格の改定による給付費の増で、それぞれ 1,180 万円、333 万 7,000 円の増額となっております。大規模改修では、6 根岸幼稚園が工事の進捗による減額となっております。次のページになりますが、9 育英幼稚園園舎整備が園舎の改築工事により、2,685 万 4,000 円の増額となっております。

児童保育費では、2 保育委託が、私立認保育所の 2 施設新設や、公定価格の改定による給付費の増により、3 億 7,960 万 7,000 円の増額。6 の私立保育所整備事業補助が、私立

認可保育所の1施設改築整備により、2億6,234万4,000円の皆増。7認可保育所の誘致が、補助金額改定等により、8,362万7,000円の増額。9北上野保育室管理運営は、定員拡大による管理運営委託料の増により、3,814万4,000円の増額となっております。

次に、こども園費では、3こども園施設管理が、寿こども園園庭フェンス改修及び石浜橋場こども園空調設備更新工事により、2,149万7,000円の増額。5寿こども園管理運営、6たいとうこども園管理運営が、公定価格の改定および障害児数の見込み増による指定管理料の増により、それぞれ557万4,000円、644万6,000円の増額となっております。

次のページをご覧ください。社会教育費では、3浅草寺伝法院文化財復元補助が、国庫補助事業費の減に伴う区補助金の減により、3,742万円の減。5図書館管理運営が浅草橋分室空調設備更新工事終了等により、1,830万3,000円の減額。6の図書館情報システムが、システムの更改による委託料の増により、8,311万1,000円の増額になっています。また、9生涯学習センター空調設備等更新が、空調設備等更新工事等の設計委託の実施等により、5,084万2,000円の皆増になっています。

社会体育費では、2リバーサイドスポーツセンター維持修繕が、体育館天井耐震改修工事設計終了及び計画工事件数内容の相違により、5,565万9,000円の減額。4柳北スポーツプラザ管理運営が、天井耐震改修工事終了により、1億2,731万6,000円の減額。5屋外施設整備が、陸上競技場整備基本計画基本計画調査等の終了により、2,942万3,000円の皆減となっております。

次のページからは、令和3年度に実施を予定している主な新規充実事業の一覧でございます。新規事業は、学校園等情報配信システム、浅草中学校知的障害特別支援学級の設置の2事業。教育保育施設・社会教育施設の整備は、根岸小学校大規模改修工事をはじめとする10事業。次のページになりますが、学校園教育の充実は、小学校ICT教育の推進をはじめとする3事業、感染症対策の充実は、小学校一般衛生安全管理をはじめとする8事業。子育て支援の充実は、保育委託をはじめとする3事業。次のページをご覧ください。社会教育・社会体育の充実は、図書館情報システムとアスリートから学ぶLet's Enjoyスポーツの2事業となっております。事業の概要は内容説明の欄をご覧ください。

それでは、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会の意見としては、としては原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 オリンピックパラリンピック関係の予算はどういうふうにお使いになるのでしょうかというのが1点と、あとリバーサイドスポーツセンター、何か工事件数とか内容の相違で結構予算が変わったのですが、何だったんでしょうか。

○スポーツ振興課長 オリンピック関係の予算としては、来年度につきましては、特に変化はございません。減った理由としましては、施設の工事等が終了したことによる減で

ございます。内容の相違については後ほど答弁させていただきます。

○指導課長 オリパラ教育の推進については、都から調査があるオリンピック教育推進校やアワード校の指定については、学校の希望があれば上げていく予定でございます。予算規模に関しては若干減るものの、来年度オリンピックは実施されるということで、学校がこれまで、これから計画するものが実施できるように、講師を呼んで派遣して、あるいは講師が来れないケースについてはオンラインでできるものも都は考えているということを知っておりますので、そういったアスリートの交流などを考えている予定でございます。

○矢下教育長 スポーツ振興課の件は後ほどお答えさせていただくようです。

そのほかはよろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決を。後で、お答えする内容は別として、採決をさせていただきます。

第2号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第3号議案

○矢下教育長 次に、第3号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第3号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取につきまして、ご説明いたします。試案をご覧ください。

本案につきましても、来る第1回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

恐れ入りますが、議案に添付の新旧対照表をご覧ください。まず第1条の規定による改正として、東京都台東区内山少年少女音楽振興基金を、200万円としていたものを300万円と改めます。また、第2条の規定による改正として、東京都台東区内山少年少女音楽振興基金を300万円としていたものを200万円に。東京都台東区池波社会教育振興基金を1億9,400万円としていたものを1億9,300万円に、それぞれ改めるものでございます。

付則をご覧ください。第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行いたします。

それでは議案にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第3号議案につきましては、原案どおり決定いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第4号議案

○矢下教育長 次に、第4号議案を議題といたします。指導課長、説明をお願いいたします。

○指導課長 それでは、第4号議案、東京都台東区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の意見聴取について、ご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、提出をするものでございます。

本条例案は、1月26日開催の教育委員会第2回定例会で協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。いただきました、台東区いじめ防止対策推進基本方針の改訂による組織を設置するものです。別添資料をご覧ください。

項番1の条例設置する組織です。いじめ防止対策推進法の規定による組織と、本条例案により設置する3つの組織を、表にして記載してございます。

まず資料の一番左の台東区いじめ問題対策連絡協議会は、区のいじめ防止等のための推進に必要な事項、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項を協議し、学校、教育委員会事務局、警察、その他の関係者で構成し、任期は2年です。

中央の台東区いじめ問題対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等の対策の推進について、調査審議して答申し、また、区のいじめ防止等のための対策の推進について意見を述べ、より実効的に実施できるよう審議します。法律、医学、心理、福祉等に関する学識経験を有する者で構成し、任期は2年以内です。また、いじめの重大事態発生時には、事実関係を明確にする調査を行います。

一番右の台東区いじめ問題調査委員会は、区長の附属機関として、教育委員会または学校の調査結果が十分に調査されているか、必要な場合は調査結果にある調査等の再調査を行う調査組織となります。法律、医学、心理、福祉等に関する学識経験を有する者で構成し、任期は2年以内です。

裏面をご覧ください。組織と調査の流れの例を図式化したものです。平時は台東区いじめ問題対策連絡協議会で、学校・教育委員会・その他関係機関が協議・連携を図り、その上位の台東区いじめ問題対策委員会で教育委員会の諮問に応じ調査・審議して、投信を行います。

いじめの重大事態発生時は、学校から報告を受けた教育委員会が区長に重大事態の発生を報告するとともに、台東区いじめ問題対策委員会に事実確認の調査を依頼します。台東区いじめ問題対策委員会から調査結果の報告を受けた教育委員会は、区長に調査の結果を報告します。これを受け、区長は、必要があるときは報告内容を台東区いじめ問題調査委員会で調査し、その結果①の調査不十分であれば、教育委員会に差し戻して追加調査等を行い、教育委員会は改めて区長に報告します。②の報告に問題がなければ、調査終了です。被害者から区長による調査の希望があった場合など、③の再調査が必要と判断した場合は、台東区いじめ問題調査委員会による調査を実施します。

条例案をご覧ください。第3条から第11条で台東区いじめ問題対策連絡協議会、第12条から第21条で、台東区いじめ問題対策委員会。第22条から第31条で、台東区いじめ問題調査委員会の設置について、それぞれ諸掌事項・組織・任期等を規定します。

付則をご覧ください。令和3年4月1日から施行します。なお、本条例案で区長と教育委員会の附属機関を設置するため、その構成員の報酬等について、東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表台東区いじめ問題調査委員会の委員長及び委員の日額を、また、台東区いじめ問題対策委員会の委員長及び委員の日額を、それぞれ追加いたします。

それでは、議案の裏面をご覧ください。教育委員会の意見といたしまして、本委員会の意見としては、としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。本案につきましては、原案どおりご決定くださるようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 ご説明ありがとうございます。このようないじめが実際に事案として発生したときには、迅速な対応、円滑な、スピード感を持った対応が必要になることもあると思うのですが、例えばこの組織と調査の流れの例を拝見したときに、平時はともかくとしても、重大事態が発生したときの対応で、まず、学校や家庭から報告が上がります。その報告に当たって調査が行われます。調査をするにはそれなりの人員を集めなければいけませんね。それから、各種委員会が開かれ、協議をされるのですが、委員会を開くためには招集をかけなければいけない、日程調整をしなければいけない。その後、議会報告をして、それから学校や家庭にフィードバックされてくるという流れになるのでしょうか、この流れで、果たしてスピード感がどれだけ保てるかというのを非常に心配をしています。この表を見ますと、この結果を受けたあとに例えば、再調査があったとして、再調査の後、議会報告で終わっているのですが、この段階までのための組織の運営なのでしょうか。それとも、それを学校側や家庭側にどのように指導していくかとか、そういったところまでは踏み込まないのでしょうか。

○指導課長 こちらのほうは、大変凝縮したものになっておりまして、当然学校のところには発生報告というものがあるのですが、この学校が発生報告の際に、既に学校の中での調

査が行われているというものが前提になります。その学校で調査を行った結果、これが重大事案ではないかということが、教育委員会に上がってきて受理となるもので、概ね、大きな調査はもう行われている段階でございます。その最初の1報の時点で、我々もこれが重大事案につながるのかどうかと判断して、問題対策委員会の準備を同時に進めていくことになるかと想定しております。以上でございます。

○高森委員 いろいろな事態が発生することが想定されるので、学校内での調査もすごく時間がかかると思うのです。加害者・被害者それぞれ聴取を取ったりしなければいけない。そうすると、その間にどんどん状況が悪化していくこともあると思うのですよ。うまくその辺りは学校側の中でも円滑に、スムーズにスピード感を持って進めていただけるような対応を指導をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○末廣委員 今この組織と調査の流れの表の中で、教育委員会が設置した委員会がありますが、その委員会が、いわゆる重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査をするということですが、これは実際にどういう形で、例えばいじめが起きた学校に委員会が出向いてそこで調査をするかという、そういうことなのでしょう。具体的にはどういう動きをするのでしょうか。

○指導課長 様々なケースがございますが、やはりこの調査方法についても、この調査組織で、いじめ問題対策委員会の中でまず協議を行って、どのように調査を進めるかという形を確認して進めていきます。もちろん教育委員会を通して、学校に必要な調査項目を挙げて示す場合もあれば、直接この調査対策委員会のほうが学校に追加の聞き取りを行うという、様々なケースがあると想定しております。

○神田委員 このような協議会及び委員会で三重に、しっかりいじめを防ぎ、また対応できるようになるということは大変ありがたいことです。

これまでは学校で委員会立ち上げていると思います。そのような委員会と教育委員会とで対応することで、改善されていたケースが多いのでしょうか。

○指導課長 これまでは、やはり学校が早期に対応して、大きいいじめ問題にならないというケースがほとんどでございまして、あるいは直接指導課のほうにも相談を受けて、学校に対して簡単な聞き取りを行いながら、学校と保護者が納得できるような形をとったケースもございます。

○神田委員 ありがとうございます。教育委員会がしっかり受け止めてくださり、以前から「いじめはどこの学校でも起こり得る」ということで、いじめを報告することに対しては受け入れ、それを迅速に対応して改善することが大事というスタンスだったので、学校としては安心感もありますし、また心強いと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○高森委員 対策委員会、各種委員会で様々な委員の方々を選出されると思うのですけれども、法律、医学、心理、福祉等に関する学識経験者等をこのメンバーに加えるということですが、例えばこの法律に関する学識経験者の中には、スクールロイヤーのような方々

が入ることはできるのでしょうか。

○指導課長 こちらは、弁護士会に依頼をかけていくのですが、その中には、どこかでスクールロイヤーのご経験がある方とか、それから、そういった方やいじめ問題、いわゆる学校の教育関係に詳しい弁護士もいるのではないかとということで想定しておりまして、そういう方に依頼をかけていきたいと思えます。

○高森委員 そうですね。学校の文化を分かっている方に入っていただくのが安心な部分ではないかと思えますので、そういったところはよろしく願います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第4号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 報告事項

(2) 教育改革担当 ウ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、教育改革担当のウについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、資料3をご覧ください。小中学校 ICT 教育の推進についてでございます。

項番1、背景についてでございます。小学校は今年度から、中学校は令和3年度から学習指導要領が全面実施となりまして、その中で情報活用能力の育成が求められております。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う休業など、令和2年度は ICT 教育環境の整備を加速化し、1人1台のタブレットパソコンの整備を行ってきたところでございます。今後、これらの ICT 機器を授業や家庭学習において有効に活用していくことが求められております。

項番2、今年度、令和2年度の整備状況について、ご説明をいたします。(1) 1人1台のタブレットパソコンの整備についてでございます。5月の定例教育委員会において、ICTの加速化についてご説明をいたしました。その後準備を進め、9月から2月のはじめ、先週でございますが、先週末にかけて、小中学校26校に1人1台のパソコン整備を行いました。整備したパソコンは家庭への持ち帰りが可能であり、たとえ休業になったときでも学びを止めない環境が整ったということになります。

(2) 校内のネットワーク環境整備、その他 ICT 機器の整備についてでございます。今年度はタブレットパソコンを整備したほかに、学習系ネットワークを新規で構築いたしま

した。これにより、台東区の 26 校をつなぐファイルサーバーもできあがりまして、各学校が作った指導案や教材などの共有を行うことが可能となっております。校内は無線 LAN 化がされており、普通教室や特別教室でもパソコンを持って行って学習することが可能になりました。また、電子黒板が古くなったことから入れ替えを行うとともに、加えて、これまでなかった特別教室にも電子黒板を整備いたしました。

(3) 教員へのサポートについてでございます。今年度は、ICT 化が加速度的に進んだことから、主に 3 つの方向から支援をしております。まず一つ目、①でございます。各学校それぞれに 3 種類の教員向けの研修今行っております。導入が整った学校から順番に、まずは、機器の基本的な操作について行いました。そのほか 2 回については、端末に入っておりますソフトウェアの研修でございます。例えばソフトウェアの研修では、共同学習に資するツール、児童生徒の思考の経過を見ることができるツール、プレゼンテーション機能についてまとまったソフトウェアの研修であったり、あとは e-ラーニングができるドリル学習に資するソフトでございます。先生方は、研修で、今後授業でどの場面で活用していくかを想像しながら、意欲的に受講をしております。

そしてサポート 2 つ目でございますが、教育委員会の取り組みといたしましては、整備概要や使用方法等、すごい量の様々な情報を学校にお伝えしているところでございますが、それを分かりやすくするために、「たいとう GIGA スクール通信」現在第 9 号まで発行しておりますが、そのような通信を発行しております。また、各学校へ機器を整備する際には担当者をつけて、事前の学校への説明、そして整備後のサポートも行っております。

3 つ目でございます。学校現場をサポートします ICT 支援員につきましても教員の研修と一緒に受講してもらいながら、新しい台東区の学習系の環境を理解してもらおうとともに、整備内容を教育委員会から情報提供することで、現場へのスムーズなサポートができるようにしております。

続きまして、2 枚目になります。項番 3、令和 3 年度事業についてご説明をいたします。

(1) ICT 機器の活用でございます。整備することが目的ではございませんので、来年度は ICT 機器を効果的に活用した学習を学校でも家庭でも推進してまいります。

(2) 教員への支援についてでございます。教員への研修や ICT 支援員のサポート等、学習の効果的な場面で ICT 機器を道具のように使えるよう支援してまいります。

(3) 台東区学校教育情報化推進計画の策定についてでございます。令和元年度に国は学校教育の情報化の推進に関する法律を定め、その中で区市町村での教育の情報化に関する計画の策定が努力義務で規定されました。それを受けて、来年度末までに本区も策定してまいります。

項番 4、予算額（案）でございます。予算額案は記載のとおりでございます。

最後に項番 5、今後のスケジュールでございます。令和 3 年度夏から秋にかけて、今年度整備した学習系ネットワークの学校のうち、まだ大規模改修のため、追加で工事をしなければならない学校がありますので、そちらの学校の整備を行います。また、台東区学校

教育情報推進化計画の策定に向けて、記載のとおりスケジュールを進めてまいります。

小中学校における ICT 教育の推進についての報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 この ICT 支援員というのは、台東区全体で何人くらいの予定なんですか。

○教育改革担当課長 4校に1人の割合で支援員を派遣しております。人数で申しますと、7名となります。

○末廣委員 分かりました。

○垣内委員 ICT 教育の環境整備が着々と進んでいることを大変うれしく拝見いたしました。それで2点ほどお尋ねしたいのですけれども、特に臨時休業との関係もありますので、教員の方々もタブレットを自宅に持ち帰って、そこからいろいろ指導をするという。あるいは、課題を提出してもらってそれに答えるとか、いろいろな可能性も出てくるかと思うのですけれどもこれは持ち帰っていろいろな活動をするというのはできるものなのかということが1点と、それから、昨年ご説明の中でなかなかご自宅で Wi-Fi 環境が整っていない児童生徒の方々についてもルーターを貸し出すといったような手当もされていると聞いております。なので、多分一人も取り残さないというのですかね、そういう環境整備ができていないかと思っているのですけれども、そういう理解でよかったのか。この2点をお尋ねしたいと思います。

○教育改革担当課長 お答えをいたします。まず1点目の教員の家庭への持ち帰りについてでございますが、今回のパソコンは学校でも家庭でも使えるよう環境構成を整えております。ただ、安易に教員が学校から外に持ち出すことのないよう、校長先生のご判断と、本当に必要であればというようなところのルールの中で、もし学校が閉じたときに必要であれば使われていくというふうに考えております。

2点目の Wi-Fi 家庭環境の通信のないご家庭に関してというところでございますが、委員ご指摘のとおり、必要があるご家庭に関しては、現段階では Wi-Fi のモバイルルーターの貸し出しをするというふうに考えております。

○高森委員 大分、様々な事柄が見えてきて、実際に先生方が共有フォルダを使って自分たちが作った教材を開いていくというのは、すごくいいことだなと思っています。ぜひ先生方には、抱え込まないで、様々な情報をオープンにしていきたいなと思います。

私が伺いたいのが一つあって、学校の先生方は、学校間の異動もあるでしょうし、区をまたぐ異動もあるでしょうけど、概ね台東区内でこの ICT の様々なシステムを使いこなしていくことになると思うのですが、例えば産休代替で突然授業を受け持たなければいけなくなった先生がいたり、あるいは臨時の採用の教員の先生とか。教育実習で2週間くらいその授業を受け持たせる大学生が来た場合に、この ICT 機器の活用のレクチャーも先生方はしなければいけないし、実際の授業の中で取り組んでやっていただかないと通常の教育活動がそこでストップしてしまうことになってはいけませんから、やはりどんな方が来てもこのシステムをうまく運用・活用していただかなければいけないはずなのです。その

あたりは、何か工夫をされるようなことはありますでしょうか。

○教育改革担当課長 今回学校に配備される端末の数は、これまでのパソコン室 42 台と比較して膨大な数になります。そのパソコンの管理とか運用、そして効果的な活用場面というところを学校全体で取り組むためには、組織的な対応が必要となります。そこで、今校長先生方にお伝えしているのは、各学校の ICT 担当を、これまでは 1 人指名を求めているのですが、複数人を位置付けていただきながら、学校全体でそういう OJT も含めてだと思いたいますが、対応していくようにと、今進めてお願いしているところでございます。ですので、教員の入れ替わりがあったとしても、校内の中で適切にその辺の情報は伝達されて指導も OJT の中でされるものというふうに認識しております。

○高森委員 例えば教育実習生が来たときには、機器の使い方は多分、彼らはスムーズに使いこなせると思うのですが、実際にその運用の仕方、クラスごとによってカラーがあったり、学年によっても違うでしょうから、難しい部分はやはり担任の先生方や教科の担当の先生方に聞きながらやっていくというのがあると思うのですけれども、その準備の期間が果たして実習生にあるのかなというのは少し心配なところがあります。

○神田委員 大学のほうでも、事前指導というのは結構力を入れておまして、大体どの学校も 15 コマしっかりとっています。その中に ICT 教育の推進や機器の活用は取り上げています。今年も、実習にはなかなか行けない学生もいたのですけれども、ICT 機器などを学び続けることの大切さを教え、また、そのスキルが高いことは学校での評価も高いと指導しています。今年はコロナもあり難しかったのですが、今後は大学で機器を使って事前に練習することを提案していきたいです。

本当に大事なことだと思います。いきなり行ってそこで使いこなせるというのは難しいと思います。ただ、私もオンラインで授業をしている中で感じましたが、学生さんの飲み込みは早いですから、大学でしっかり指導すればついていけるのではないかと思います。ただ、高価なものなので、その管理という意味では難しい点もあるかなと思います。

○高森委員 ありがとうございます。まさにこれからいろいろな課題が出てくるかもしれないわけですね。でも台東区にすれば、台東区の学校の ICT のシステムをやはり学んでいただくという意味でも、教育実習の実習の期間も学びですからね、教えるだけではなくて、学びもたくさん得てもらえるような環境づくりをつくっていただければなど。また、先生方の指導体制もとっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、教育改革担当のウについては、報告どおり了承をお願いします。

2 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

○スポーツ振興課長 先ほど垣内委員よりご質問いただきました、リバーサイドスポーツ

センター、来年の工事内容についてでございます。今年は、プールの改修や、また、ミスト工事など、規模の大きい工事をしてまいりました。来年度につきましては、備蓄電池の交換など、規模の小さいものが多いことから、予算額が減額となっております。

内容の相違による減という表記をしてしまいましたが、分かりやすい表現に変えていきたいと考えております。申し訳ございませんでした。

○矢下教育長 垣内委員、よろしいですね。

○垣内委員 はい。

○矢下教育長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時30分 閉会